令和８年度（2026年度）小学校保護者版
高校入試における合理的配慮リーフレット

合理的配慮を必要とするお子様がいる保護者からいただく御質問

高校受検の際、合理的配慮について相談できますか？

障がいの有無にかかわらず、道立高等学校で学ぶ意欲のある子どもは**道立高等学校に出願することができます。**

道立高等学校への入学を希望する合理的配慮が必要な生徒は、在籍する中学校を通じて、受検上の合理的配慮や入学後の学校生活における配慮について出願先高等学校に相談し、合意形成を図ることになります。

合理的配慮とは

障がいのある本人や保護者から「社会の側にこういう障壁があるので、その障壁を取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、その障壁を取り除いていくための対応をすることです。その際、学校と話し合いながら、具体的な内容について合意形成を図ることが重要です。

平成28年４月１日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校を含む行政機関も、障がいのある人の求めを踏まえ「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

入学者選抜における合理的配慮の流れ

1. 生徒・保護者が中学校へ相談
2. 中学校が高等学校へ相談
3. シミュレーション等の実施
 ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であるか、実施に当たって支障等が生じないか、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望の内容についてシミュレーションを実施
4. 高等学校と道教委との協議
5. 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答



入学者選抜における合理的配慮の例

視覚に障がいがある場合
- 拡大鏡の使用
- 問題用紙の拡大

など

肢体不自由の場合
- 車いすの使用
- 特製机の搬入・使用

など

入院している場合
- 入院先の病院での受検
- ICT端末での解答入力

など

知的障がいがある場合
- 面接時のホワイトボードの使用
- 個別に分かりやすく指示

など

※あくまでも例示です。
内容は一人一人に応じて協議します。

高校受検に関する合理的配慮のQ&A

Q　「合理的配慮」をお願いすると、合否に影響しますか？
A　いいえ、合理的配慮を希望したことが、合否に影響することはありません。受検の合否は、**個人調査書、学力検査の成績、面接の結果**など、決められた資料をもとに総合的に判断されます。

Q　「合理的配慮」について、いつ相談すればよいですか？
A　中学校入学後から相談できます。具体的な出願先高等学校が決まっていなくても、道立高等学校への出願を考えている場合は、**早めに相談することが大切です。**

高等学校と特別支援学校の主な違い

進路選択に当たっては、高等学校と特別支援学校（高等部）の違いを理解することが大切です。

項目	高等学校	特別支援学校(高等部)
特徴	高等学校学習指導要領に基づき、生徒や地域の実態を踏まえた学校・学科ごとのペースで学びます。	特別支援学校学習指導要領に基づき、個々の教育的ニーズや障がいの状態等に応じたペースで学びます。
教育課程	学校は、全日制、定時制、通信制課程を設置 【学科】 普通科、専門学科、職業学科、総合学科 【特色】 ・普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科、総合学科があります。 ・共通教科・専門教科等を習得し、高卒資格の取得を目指します。 ・各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について、当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う通級による指導ができるようになっています。	学校は、5つの障がい種別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)に設置 【学科】 普通科、職業学科 【特色】 ・障がいの状態に応じた教科指導や自立活動の指導を行います。 ・普通科では、卒業後の自立や、家庭生活に必要な知識・技能の習得を目指します。 ・職業学科では、卒業後の職業自立(就職)に必要となる専門的な知識・技術の習得を目指します。
指導体制	【学校の規模】 標準法に基づく40人学級 【教員】 各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、一部の学校では特別支援教育の教員免許を有する教員を配置。特別支援教育に関する研修を実施。学校の実情に応じて特別支援教育スーパーバイザーが派遣され、学校に助言	【学校の規模】 標準法に基づく8人学級 （重複障がい学級は3人、訪問教育学級は原則個別） 【教員】 原則として、特別支援教育の教員免許を有する教員を配置
環境等	【環境】 原則、身障者用トイレや玄関スロープ等を設置 その他の設備は、学校によって異なる。 【通学】 自力通学。一部の専門高校では寄宿舎あり。	【環境】 障がいの状態等に応じた教室環境や教材・教具を設置 【通学】 自力通学の他、スクールバスや寄宿舎を利用できる。
進路指導	【進路】 大学・専門学校への進学や就職など、選択肢が幅広い 【障がいのある生徒への支援】 医療機関や外部の就労移行支援事業所と連携しながら対応	【進路】 支援を受けながらの就労や福祉サービスの利用、進学等 【現場実習(インターンシップ)】 在学中から企業等への就労に向けた実習を実施

（参考資料）Kitapath(キタパス) https://kitapath.hokkaido-c.ed.jp
高等学校における特別支援教育に関する資料
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/tokubetsushien.html
特別支援教育(特別支援学校)
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/category/d007/c025/

保護者の皆様へ

道立高等学校入学者選抜に関する問合せ先



北海道教育庁学校教育局学力向上推進課学力向上政策係　TEL011-204-5771
各教育局教育支援課学校教育指導班　https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/kyoikugyosei/kyoikukyoku/index.html